

# 一般社団法人日本脳神経看護学会 定款施行細則

## 第1章 総則

(目的)

### 第1条

本定款施行細則（以下「本細則」という。）は、一般社団法人日本脳神経看護学会（以下「本会」という。）の定款の施行、および本会の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 入会金・年会費

(入会金・年会費)

### 第2条

本会の入会金および年会費は、次のとおりとする。

#### (1) 正会員

- ① 入会金 3,000 円
- ② 年会費 9,000 円

#### (2) 賛助会員

- ① 入会金 なし
- ② 年会費 一口 30,000 円（一口以上）

## 第3章 地方部会

(地方部会)

### 第3条

本会の目的に基づき、地方活動を行うために、地方部会を組織する。地方部会の名称は、『一般社団法人日本脳神経看護学会』を冠することとする。地方部会の運営については、各地方部会において別に定める。

(地方部会区分)

### 第4条

地方部会は、全国を以下の9つのブロックに大別する。

- (1) 北海道
- (2) 東北
- (3) 関東
- (4) 北陸・新潟
- (5) 東海
- (6) 関西
- (7) 中国
- (8) 四国
- (9) 九州・沖縄

(会員の地方部会の所属)

### 第5条

会員は、上記の地方部会のうち、自分の活動拠点となるいずれかの地方部会を選択し、所属するものとする。

## 第4章 委員会

(委員会)

### 第6条

委員会に関する規程は、理事会の議を経て制定、変更、または廃止することができる。

## 第5章 評議員・役員の選出

(評議員の選出)

### 第7条

評議員は、各地方部会の会員の中から、地方部会長が原則として下記の割合で推薦し、理事会の審議を経て承認する。

- (1) 各地方部会に所属する正会員 40 名につき 1 名の割合で選出する。
- (2) 各地方部会所属正会員数が 40 名以下の場合、1 名を選出する。
- (3) 各地方部会所属正会員数が 40 名を超える場合は、端数が生じるごとに 1 名を加える。

(理事の選出)

### 第8条

理事は、以下のいずれかの方法により選出する。いずれの場合も、理事会の審議を経て、社員総会にて承認する。

- (1) 各地方部会長
- (2) 評議員の中から1名以上の理事が推薦する者

(理事長の選出)

第9条

理事長は、理事の互選により選出する。

(監事の選出)

第10条

監事は、評議員の中から1名以上の理事が推薦し、理事会の審議を経て承認する。なお、理事および監事は相互に兼任できない。

(学術集会長の選出)

第11条

学術集会は、原則として各地方部会が持ち回りで主催し、学術集会長は理事、監事、評議員の中から理事会において推薦され、社員総会の審議を経て承認する。

## 第6章 定款施行細則の改廃

(改廃)

第12条

本細則の改正または廃止は、社員総会の決議によらなければならない。

## 第7章 雑則

(規定外事項)

第13条

本細則に規定のない事項については、理事会の決議により制定する内規に従うものとする。

## 附則

本細則は、令和6年9月22日より施行する。